平成23年度の水質検査計画を作成しました

多久市では「水道法」に基づき、毎年水質検査計画を策定しています。水源から給水栓にいたるまで、安全で良質な水道水を供給するために十分な水質管理を行い、みなさんに安全な水を供給できるように常に努めています。

市で検査する水は坊山配水（佐賀西部広域水道企業団からの受水）、番所配水（厳木町多久市共同浄水場からの受水）、西多久配水（西多久浄水場）、船山配水（船山浄水場）、横山配水（横山浄水場）の計5か所の配水系統です。

原水の検査は、西多久浄水場、船山浄水場、横山浄水場の3か所を市水道課が実施し、佐賀西部広域水道企業団と厳木町多久市共同浄水場で処理される原水は、それぞれ佐賀西部広域水道企業団と唐津市水道部で検査されます。

多久市の水道水の取水・供給状況

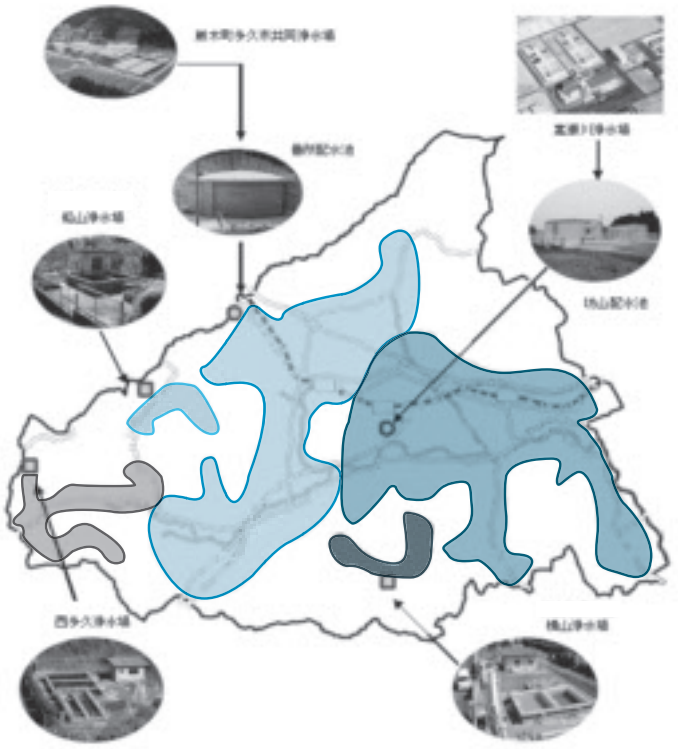

検査計画の詳細と水質検査の結果は、市役所東庁舎1階の水道課窓口と、市のホームページで閲覧できます。

■問い合わせ　水道課　☎75－3003

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が改定されます

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改める「物価スライド制度」が採用されています。

平成22年度の全国消費者物価指数が、基準年度（17年度）と比べて0.4％減となったため、4月（8月支給）分から児童扶養手当と特別児童扶養手当の支給額がそれぞれ減額となります。

❑児童扶養手当の支給額　（月額）

	3月分まで	4月分から
全部支給	41,720円	41,550円
一部支給	41,710円～9,850円	41,540円～9,810円

「児童扶養手当」は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育している方に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健やかな成長のために支給される手当です。

❑特別児童扶養手当の支給額（月額）

	3月分まで	4月分から
1級	50,750円	50,550円
2級	33,800円	33,670円

「特別児童扶養手当」は身体や精神に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方に対し、支給される手当です。

■問い合わせ　福祉課 社会福祉係　☎75－6118

市交際費支出状況

▼平成22年度2月分

支出種別	区　別	件　数	金額（円）
弔　慰	今月分	2	10,000
	累　計	69	209,360
見舞い	今月分	0	0
	累　計	6	60,000
御　祝	今月分	2	8,255
	累　計	33	204,570
賛　助	今月分	0	0
	累　計	4	18,310
激励金	今月分	0	0
	累　計	1	10,000
接　遇	今月分	0	0
	累　計	63	146,350
会　費	今月分	4	8,500
	累　計	46	181,000
その他	今月分	0	0
	累　計	2	6,510
合　計	今月分	8	26,755
	累　計	224	836,100

◎詳細は市のホームページに掲載しています。

■問い合わせ　総務課 秘書係　☎75－2115